

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 規 則 ページ

- 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】 3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立馬島診療所の休診日を次のとおり改めることにしました。

改正前	改正後
休診日 日曜日、月曜日、火曜日、第1水曜日、第3水曜日、第5水曜日、木曜日、金曜日、第2土曜日、第4土曜日及び第5土曜日	休診日 日曜日、月曜日、火曜日、第1水曜日、第5水曜日、木曜日、金曜日及び土曜日

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 8 号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表の休業日の欄中「、第 3 水曜日」を削り、「、第 2 土曜日、第 4 土曜日及び第 5 土曜日」を「及び土曜日」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市公告第176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年3月16日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チェリーヒルズ（フレスボ黒崎）西側敷地

北九州市八幡西区桜ヶ丘町4番3号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社

大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ピップビル

代表取締役 森田俊作

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社ニトリ

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役社長 似鳥昭雄

他1者

(2) 変更後

株式会社ニトリホールディングス

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

代表取締役社長 白井俊之

他1者

4 変更の年月日

令和2年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 2 年 3 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 7 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 7 月 16 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年3月16日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チェリーヒルズ（フレスボ黒崎）東側敷地

北九州市八幡西区桜ヶ丘町1番

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社

大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 ピップビル

代表取締役 森田俊作

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

代表取締役社長 大原幸治

他1者

(2) 変更後

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

代表取締役社長 吉田直樹

他1者

4 変更の年月日

令和2年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 2 年 3 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 7 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 7 月 16 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年3月16日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール八幡東

北九州市八幡東区東田三丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 池谷幹男

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 若林辰雄

変更後

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 池谷幹男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

代表取締役 山口聰一

他78者

変更後

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

代表取締役 柴田祐司

他 69 者

4 変更の年月日

(1) 前項第 1 号 平成 31 年 4 月 1 日

(2) 前項第 2 号 令和 2 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 2 年 3 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 7 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 7 月 16 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するよう提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見